公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７７１７号
大阪府茨木市下穂積４丁目５番１号
債務者　舩橋　浩介
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７１８号
大阪府茨木市下穂積４丁目５番１号
債務者　舩橋みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７２３号
大阪市東淀川区瑞光１丁目８番20号　第３瑞光ハイツ210号
債務者　西田　豊久
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６号
福岡市博多区空港前３丁目４番６―103号
債務者　馬場　千鳥
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８４号
福岡市博多区博多駅前３丁目10番24―904号
債務者　福永　幸子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２１号
福岡市早良区飯倉８丁目21番４号
債務者　北原　憲士
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５０号
福岡市中央区今川１丁目10番44号さつきハイム３号室
債務者　近藤ミエコ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６０６号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目39番15号
債務者　廣重　香奈（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１７号
福岡市中央区舞鶴３丁目６番17号
債務者　徳永　邦彦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４３号
福岡市西区壱岐団地18番306号
債務者　田島　　浩
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４４号
福岡市西区壱岐団地18番306号
債務者　田島　京子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５６号
福岡市南区高宮１丁目４番13号パルム高宮102号
債務者　林　　祐介
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３７号
福岡市博多区堅粕１丁目１番１―1403号
債務者　大野ミトセ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４２号
福岡市博多区住吉２丁目５番23号
債務者　徳永　マキ
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４７号
福岡県春日市上白水７丁目157番地ホルトハイムＪＲ博多南403号
債務者　大塚　賢二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４８号
福岡県春日市上白水７丁目157番地ホルトハイムＪＲ博多南403号
債務者　大塚　里美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２５７号
福岡市南区鶴田１丁目９番17号
債務者　中村ヒサ子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部